

2022年8月6日 オンライン開催

メルロ=ポンティ哲学研究会主催 メルロ=ポンティ・サークル共催

『メルロ=ポンティの倫理学 誕生・自由・責任』合評会

前期メルロ=ポンティにおける「自由」概念について

三宅 萌*

はじめに

本書は、これまでその存在自体が十分には認められてこなかったメルロ=ポンティ哲学における倫理学を、『知覚の現象学』(1945)を始めとする前(中)期のテキスト読解に基づき復元したものである。著者は前中期メルロ=ポンティ哲学にこれまで明示的になされていなかった区分を一貫したかたちで導入し、「倫理学」という視角から明晰かつ整合的に議論を進めている。その区分とは、端的に「私は『私自身に』『与えられている』」という言葉で整理されるものであり、誕生以来の主体の世界への密着と離脱——主体は、歴史的・文化的に状況づけられていると同時に、そこから主体自身を引き剥がすことができる——に対応するものとされる。著者はこの区分を、主体論から自由論、他者との交流へと適用可能なものとして導入する。主体論を踏まえた上で他者論と自由論に基づいた倫理学を浮き彫りにするという著者の挑戦は、メルロ=ポンティ研究という文脈のみならず、倫理学を含む学問上意義深いものである。

そして、この挑戦の成否を分ける核心にあるのが自由の問題であることは、著者も同意するところだろう。なぜなら、「自由とは何か」という問題こそ、「倫理学の基礎となる部分」(28)¹にあり、「倫理学の前提である」(113)からである。本書における倫理学は「自由」概念に立脚するのであるから、この概念を著者の考察の通りに規定することができるかどうかは研究の中核に関わる問題であり、とりわけ丁寧に論証し、検討する必要がある。今回、議論の途上でかなり細かい論点にまで踏み入るように思われる聴者もいるかもしれないが、メルロ=ポンティの倫理学を正当な仕方で発展させるためにも、この機会を利用し、時間をかけて幾つかの問いを投げかけたい。

評者の問いは、本書の「自由」概念、とりわけ筆者が「動機づけられた自由」と名づけるところの「自由」概念に関わるものである。当該概念については、著書第四章「自由」の特に第三節(119-123)、第八章「自己自身との交流」において焦点化されるほか、本書の随所で取り上げられる概念であり、著者によれば『知覚の現象学』における「実効的自由」の

*大阪大学人間科学研究科博士後期課程

1 本文中で、参照指示抜きに括弧内に頁数が表記されている場合は、川崎氏のご著書『メルロ=ポンティの倫理学 誕生・自由・責任』からのものである。それ以外の著作からの引用は、本原稿下部の凡例を参照されたい。また、著者や著書と表記されているものは全て川崎氏と『メルロ=ポンティの倫理学』を指し、メルロ=ポンティや『知覚の現象学』を指す場合はそう表記した。

概念に対応するものである。先にも述べた通り、著者は密着と離脱という二側面を自由論にも導入し、「動機づけられた自由」と「中断する自由」の二つの自由概念を提起する。しかしながら、率直に述べて著書内で用いられる「動機づけられた自由」の概念が、そして本書における「自由」概念自体が結局どういうものであり、二つの自由という区分を導入する必然性がどこにあるのかが評者には判然としなかった。主体論における二区分の導入は妥当かつ明晰であり評者も同意するところであるが、他方で倫理学に肝心の自由論においてこの解釈は整合的なのであろうか。

以上から、本発表では適宜メルロ=ポンティ自身による記述も引用しながら、「自由」概念についての著者の見解を改めて伺うことができたらとおもう次第である。なぜなら、著者自身が「メルロ=ポンティ的な倫理学を想像するよりも、彼の書いた倫理的なテキストを見る方が優先されるべき作業」(8) であると考え、「メルロ=ポンティ自身による倫理学を再構成すること」(9) を著書の最大の課題としている以上、評者もまた、厳密にメルロ=ポンティ自身によるテキストの読解に基づいて議論すべきであると考えているからである。

1. 著書における二つの「自由」概念について——その関係と内実

メルロ=ポンティにおける「自由」概念、とりわけその基礎的な議論が行われる『知覚の現象学』第三部第三章(「自由」章)で行われている議論についての文脈を共有しよう。著者自身が明快に整理する通り(113-114)、この「自由」概念とは、行為の動機は結局のところ主体の投企に由来するというサルトルの自由概念への単なる反論として理解されてきた(サルトルの思想的立場は検討の余地があるものであることはすでに指摘がある通りである(114))。他方で著者は、メルロ=ポンティの自由概念が単にサルトル的な自由の代案を主張するものではないとした上で、事実的な状況を引き受けて行為する自由だけでなく、「中断の自由」と呼ばれる「別種の自由」(114)が存在することを述べる。そしてその二つの対立的な自由の存在は、上述の二区分を自由論に適用させることによって解釈可能であるという議論を展開する。著者の整理は明快である。しかし、明快であるが故にかえって疑問を投げかける余地が生じたこともまた事実であろう。すなわち、(1.1) 自由が二つあるのであるとすれば、二つの自由同士の関係は当然問題になって然るべきであるし、(1.2) 二つの自由という補助線を引くことによってかえってそれらが「なぜ自由と呼ばれるのか」が不明瞭になっているように思えてならないのである。

1.1 「二つの」自由の関係はどのようなものか

著者によれば、メルロ=ポンティは『知覚の現象学』第三部の最終章「自由」章において、「二種類の自由——中断の自由と動機づけられた自由——を対比的に概念化している」(28)。そしてその二種類の自由は、上述の主体性における離脱/密着という二側面に「対応する」(28)と続く。

主体性とはただ一つの実存の運動であるのだから、世界への離脱と密着もまた、困難であ

るにせよ単一の主体の表裏をなす二つの側面である。言い換えれば、主体は常に世界に密着していながらも、離脱する能力を有し、離脱することができる。繰り返すが、主体論におけるこの整理には評者も同意するところである。そして、それゆえ評者には、「対比的に概念化された二種類の自由」もまた、一つの自由なるものに見出される二つの性格づけとして解釈するのが妥当であるように思われる。というのも、それは一つの主体性の二つの性格づけとしての「離脱と密着に対応する」(28)ものだからである。

しかしながら、著書における二つの自由が、「一つの自由な行為において裏表をなす自由の二側面」であるのか、「自由ないし自由な行為には二つの異なるものがあり、それらは別々に実現されるものであるが、特異な場面においてのみ一つの行為において同時に見出されることもある」ものなのかが判然としない。些か記述に揺れが見られる²がゆえに、著者がどちらに立脚しているのかを特定することが困難になっているからである。

そこで第一に問題となるのは、議論の前提として、著者が認める「二つの自由概念」が、一つの自由なるものに見出される二つの性格づけなのか、二つの異なる自由の話なのか(質問①)ということである。著書の記述を見る限り、『知覚の現象学』(1945)までは二つの自由は別々の行為に見出されるものであったが、その後発行された「セザンヌの懐疑」(1945)においては同じ一つの行為に見出すことも可能となったということになる³と推測されるが、その上で著者は現在二つの自由の関係をどのようにお考えだろうか。

1.2 二つの自由はなぜ「自由」であるのか

さて、二つの自由の内実に踏み込んでいこう。著書によれば「中断の自由」とは、「構成された世界から退いて自然的世界へ立ち戻る」(206)自由のことであり、「意味に満ちた状況を遮断し、そこから身を背ける力」(115)と呼ばれる⁴。現に巻き込まれている意味的状

2 「密着と離脱という二つの側面」(76)や、「密着と離脱は表裏一体」(78)といった表現をまたずとも、密着と離脱がただ一つの実存において両立することは明らかである。その上で、「離脱と密着に対応する二つの自由概念」(28)、「自由論が、主体論の一角として、離脱と参加の二側面を表す二つの自由を提示」(188)するといった表現から、自由概念もまた一つの自由概念において裏表をなす二つの側面であるという解釈を導くことはできよう。他方で、「事実的な状況を引き受けて行為する自由とは」「もう一つの別種の自由」(114)や、「自由」の章では二つの自由が語られている(115)、「二つの自由は別々に認められて」(188)いる、「二つの自由概念が[...]セザンヌの創造において統一される」(206)といった表現からは、あたかも自由には二つの異なるものがあり、それらは別々に実現されるものであるが、特異な場面においてのみ一つの行為において同時に見出されることもある、といった解釈を提示しているようにも読み得る。

³ 『知覚の現象学』とは異なり、「セザンヌの懐疑」では、二つの自由はどちらも同じ一つの行為、つまりセザンヌの表現行為に見出されている。(193)

⁴ これは、著者の整理によれば「自己の自己への現前」である一般性としての「黙したコギト」の能力であるとされる。この解釈自体は興味深く大変勉強になった。

況から一時的に己を引き剥がし、別の状況へと移行することを「自由」と呼ぶことは、生活実感としても理解しやすい。またこの機能はそもそも、「投射機能」として広く知られた概念とも照応するものだろう。

他方で「動機づけられた自由」についてはどうか。著書から引用しよう。実効的自由としての「動機づけられた自由」とは、「中断の自由によって世界から後退しようとするのとは反対の動きを意味」(122)するものである⁵。また、「中断の自由は世界への普遍的参加を前提するとは言われているが、動機づけられた個々の参加は普遍的参加と同じではない。普遍的参加が被投性の別名である一方で、**動機づけられた参加**は自発的な行為である」(188, 太字強調は引用者)。

すなわち、著者は「動機づけ」による世界への参加は、主体がすでに世界に投げ込まれているという被投性とは異なるものを指すということ、言い換えれば「動機づけ」による世界との密着は「被投性」とは別物であり、かつ「中断の自由」の前提でもないと述べる。「行為を通じて世界に参加すること」(122)が「実効的」であるということなのだから、著書188頁から先ほど評者が引用した「動機づけられた参加」には実効的自由(「動機づけられた自由」)が働いていると見てよいだろう。以上から、著書における「動機づけられた自由」の規定をまとめよう。「動機づけられた自由」の働く行為とは、「中断の自由」とは「反対の動き」(122)のものであり、両者は前提関係にはない。そして動機づけにもかかわらず、むしろ「動機づけを手段として」(120, PhP 519/II-374)、「自発的な行為」(188)であると呼ばれるという。

しかしながら、中断の自由とは反対の動きで、中断の自由とは前提関係にない、動機づけを手段とすることによって「自発的に」行われる行為とは、いったい何なのだろうか。そこにおける自発性に「自由」が賭けられているとして、あえてそれを自発性ないし動機づけられた自由と呼ぶのは一体どうしてなのか(質問②)。

我々の行為が無からの能動性の発揮ではなく、状況や動機づけが存在することには評者も同意するところだが、その上で「自由である」と述べることができるのはいったいどうしてなのか、まさしくご著書の主題の一つであり、倫理学の前提であるこの問題について、改めてご説明いただけたら幸いである。

5 著書末尾の事項索引に詳しいが、あとがきを除く本文中に「動機づけられた自由」という語が登場するのは節タイトルを含めて六箇所、「実効的自由」という語が登場するのも六箇所であり、うち二箇所はこの二つの語が同じものを指すことが書かれている。この内、概念の内実について言及があるのが上記の引用と、「実効的自由の概念は『知覚の現象学』において提示されていたが、その実現には下部構造にまで及ぶ社会変革が必要であるという主張がなされるのは同書より後の諸論文である」(178)、「道徳的価値を持つ行為の条件となる」(253)、「他人にとっての意味に応じて評価される」(254)、「実効的自由が責任ある行為の可能性を基礎づける」(288)の四箇所である。「動機づけられた自由」ないし「実効的自由」の積極的記述が不足しているように思われてならず、読者に不親切ではないか。

2. 二つの自由という区分を導入する必然性とは何か

ところで、そもそも『知覚の現象学』における「自由」を「二つの自由概念」(28)として対比的に概念化しているのは、メルロ=ポンティであるよりはむしろ著者なのではないか。現に、自由章に「動機づけられた自由」、「中断の自由」の二語は登場しないし、著者が「動機づけられた自由」として取り出す「実効的自由」という語が登場するのは『知覚の現象学』において二度のみである。

当然、『知覚の現象学』執筆時にはそれほどはっきりとは分節されていなかった二つの異なる自由が、「自由」という語のもとで論じられていたということは十分に考えるし、そこに明確な分節と解釈を与えることもまた研究者の役割の一つであろう。

しかしながら、幾つかの形容がつけられて用いられる場合もあるものの、単に「自由(liberté)」と書かれている箇所が最も多いこともまた事実である。また「中断の自由」は、著書内でも指摘がある通りであるが、『知覚の現象学』本文では「剥離の能力」と呼ばれるもの⁶である。このような用語法を見る限りでは、「セザンヌの懐疑」をまたずとも、そもそも実効的である「自由」と呼ばれる概念が「剥離の能力」(PhP 501/II-369)を有するという解釈も成立するのではないか。

著者は中断の自由とは「反対の動きを意味する」(122)「動機づけられた自由」に当たるものとして「実効的自由」(122, 253, PhP 516/II-369)を挙げる。『知覚の現象学』における当該の引用箇所では、実効的自由とは、「私の存在のこちら側にあるのではなく、私の前の物の中にある」(PhP 516/II-369)と述べられ、次の段落で改めて「自由とは何か」が問われることになる。既に著書を踏まえて明らかになった通り、意識は状況を無化して自在にあり方を選ぶことは不可能であり、状況を引き受けてしか行為できない。その中で我々に認められる自由があるとすれば、その自由とはどのようなものであるのか。

ここで一度、『知覚の現象学』本文に立ち戻りながら、評者の立場を述べたい。メルロ=ポンティの「自由」概念が象徴的かつ極めて具体的に描写された箇所であるため、少し長いがそのまま引用する。

例えば、口を破らせるために、一人の男が拷問にかけられたとしよう。もしその男が、相手が無理にも聞き出そうとしている誰かの住所や名前を言うことを拒否するとしても、それは何の抛り所もない孤独な決意によるわけではない。彼は自分がお仲間と共

6 剥離の能力とは次のようなものである。「私は全ての形式を打ち破ることができるし、全てを笑うこともできる。私が完全に取り込まれてしまう事件などはない。だが、それは、その時私が私の自由のうちに身を引くからではなく、私が他のことに身を任せるからなのである。私は自分の悲しみについて考える代わりに、自分の爪を眺めたり、朝食を取ったり、政治に没頭したりする。私の自由は常に孤独であるどころか、それが共犯者を伴わぬことは決してないのであり、その不断の剥離の能力は、世界への私の普遍的参加を支えている。」(116, PhP 516/II-369)「この能力は何なのか？それは他のことを始める能力である。」(同上)

にあり、共同の戦いに参加していると感じて、いわば喋ることができなかつたのである。あるいは、彼は何ヶ月も何年も前から、頭の中でこうした試練に直面し、全生活をそれに向けてきたか、それともまた、最後に、彼はこの試練を乗り越えることによって、彼が常に自由について考え語ってきたことを証明しようとしているのか、そのどちらかである。これらの**動機**は、自由を無効にするものではないが、少なくとも、**自由が存在のうちに支えを持たなくては存在し得ない**といったふうにはする。結局のところ、苦痛に耐えているのは裸の〔無条件・無動機・一切状況づけられていないような〕意識ではなく、〔…〕つまり、やはり、Mit-Sein〔共存〕のある様式を持った意識なのである。日々これらの**幻影**に生命を与えているのは、確かに獄舎にいるこの個人であり、これらの**幻影**は、彼自身がそれに与えた力を彼に返しているのではあるが、それとは逆に、もし彼がこうした行動に参加し、これらの仲間たちと交わりをむすび、こうした同義に固執しているとしたら、それは、彼には歴史的状況や仲間達や彼の周りの世界が、彼がこうした行為をすることを期待しているように思われるからなのだ。(PhP, 517-518/II-371-372) (太字強調は引用者による。)

ある事実的状況、男が拷問にかけられているという状況があり、その時男は仲間の名前を言わないでいる。これがメルロ=ポンティ的な「自由」であることをまずは押さえよう。この「自由」が実現されるのは、男が仲間と繋がっていて仲間との信頼関係にあり、名前を言わないことを期待されていると感じているからである。これこそが、実現された「自由」の「動機」であり、直後に「幻影」と言い換えられているものでもある。「私は自由であり、しかもこれらの動機づけにもかかわらず、またはそれらの手前で自由なのではなく、それらを手段として自由なのである。」(120, PhP 519/II-374) と書かれる所以でもある。すなわち、「動機づけという幻影を利用したがゆえに、男は拷問を受けてもなお仲間の名前を言わないということができた」ということを指すと考えて良いだろう。

この時、この実現された男の行為において、自由であるとはどういうことか。このように解釈することは可能だろうか。「動機づけによって事実的状況に屈することなく行為することを可能にするということ、すなわち動機づけられることによって、別の動機づけから自由でいられるということ」こそが、我々の自由(実効的自由)である。そうであるとすれば、まさしくこの実効的自由とは剥離の能力なのではないか。『知覚の現象学』では二つの自由が別々に実現されており、「セザンヌの懷疑」で初めて、二つの自由はどちらも同じ一つの行為、つまり「セザンヌの創造において統一される」(206) という著者の立場とは異なり、そこには初めから一つの実効的な自由があり、動機づけによって剥離することで自由が実効的なものとなる、という解釈も成立するように思える。この点について、著者の見解を伺えたら幸いである。(質問③)

というのも、著者が「中断の自由」と命名した「剥離の能力」が無動機に起こるといことが考えにくいように評者には思われるのである。また、「中断の自由」(剥離の能力)が時

間的散逸性に基づいているために無動機かつ絶え間なく起こるとすれば、そこに(動機づけられた上での)「自発性」が存する余地がなく、受動的でしかない剥離をなぜ「自由」と呼びうるのかという問題が生じるようにも思われる。(質問④)

3. 結びにかえて

以上、四点の質問を挙げた。改めて評者からの質問をまとめておく。

1. 著書における二つの「自由」概念について——その関係と内実

質問① 著書によれば「セザンヌの懐疑」では、「二つの自由概念」が一つの行為において実現されるものとして解釈されていたが、改めて、著者の立場としては、「二つの自由概念」とは一つの自由なるものに見出される二つの性格づけなのか、二つの異なる自由の話だと解釈しているのか。

質問② 「動機づけられた自由」という、中断の自由とは反対の動きで、中断の自由とは前提関係にない、動機づけを手段とすることによって「自発的に」行われる自由とは、いったい何なのか。つまり、そこにおける自発性に「自由」が賭けられているとして、あえてそれを自発性ないし「動機づけられた」自由と呼び得るのは一体どうしてなのか。違う表現をすれば、動機づけの支えによって可能になる自由を「自由」と呼ぶことの意味はどのような点にあるのか。

2. 二つの自由という区分を導入する必然性とは何か

質問③ 「二つの自由」という区別を導入せずとも、初めから一つの実効的な自由があり、動機づけによって剥離することで自由が実効的なものとなる、という解釈も成立するように思えるが、なぜ二つの自由という区分を導入する必要があったのか。

質問④ 「中断の自由」(剥離の能力)が時間的散逸性に基づいているために無動機かつ絶え間なく起こるとすれば、そこに「自発性」が存する余地がない。受動的でしかない剥離をなぜ「自由」と呼びうるのかという別の解釈上の問題が生じることはないのか。

本書は、メルロ=ポンティの両義性——単に世界と自己が癒合した世界観としての沈黙ないし生を描いた思想に陥ることなく、しかし、主体と客体の二元論の棄却や主知主義的反省をも認めないでいるという思想的立場に、いかなる整合的な解釈がありうるかを提示したメルロ=ポンティ研究上極めて重要な著作である。記述は全体に渡って明晰であり、先行研究の整理もこの上なく見通しが良い。また、これまで十分には検討されてこなかったメルロ=ポンティにおける倫理学を再構築したという点で、単にメルロ=ポンティ研究のみならず、倫理学上も意義深い著作である。

その上で、極めて明快な記述が新たな問いの地平をひらいたことも確かであるだろう。評者の質問は必要以上に細部に踏み入り質問提起しているように感じられた方もおられるか

もしれない。しかし評者は、これらの疑問が瑣末なことだとは考えていない。本書が既存の『知覚の現象学』「自由」章解釈の刷新と、メルロ=ポンティ研究における倫理学再構成にある以上は、「自由」概念こそがメルロ=ポンティ倫理学の前提であり中核にくることは疑いようがない。つまり、「自由」概念の解釈の当否こそが本書の研究上の挑戦の成否を分ける点であると考えられるからである。このことを再度提起し、著者の見解をお伺いしたい。

凡例

著者、出版年、頁数、翻訳頁数の順で指示する。翻訳が複数巻にわたる場合は、頁数の前に巻数を記す。〔〕挿入は評者による。

PhP : *Phénoménologie de la perception*, Gallimard, 1945. (竹内芳郎・小木貞孝 [訳] 『知覚の現象学 I』みすず書房、1967；竹内芳郎・木田元・宮本忠雄 [訳] 『知覚の現象学 II』みすず書房、1974)

S : *Sens et non-sens*, 1948, Édition Gallimard, 1996. (滝浦静雄・粟津則雄・木田元・海老坂武 [訳] 『意味と無意味』みすず書房、1983)

川崎唯史

——「英雄と逃走 メルロ=ポンティにおける二つの自由」、『メルロ=ポンティ研究』第20巻、日本メルロ=ポンティ・サークル、2016、3-15頁

——「メルロ=ポンティにおける道徳論の試み」、『倫理学研究』第48巻、関西倫理学会、2018、101-112頁

——『メルロ=ポンティの倫理学 誕生・自由・責任』、ナカニシヤ出版、2022